

医 政 第 277 号
平成 30 年 11 月 22 日

一般社団法人静岡県医師会長 様
一般社団法人静岡県歯科医師会長 様
一般社団法人静岡県臨床衛生検査技師会長 様
公益社団法人静岡県病院協会会長 様
公益社団法人全国自治体病院協議会静岡県支部長 様
静岡県私立病院協会会長 様
静岡県精神科病院協会会長 様

静岡県健康福祉部長



医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令
の整備に関する省令の施行等について（通知）

日頃から本県の健康福祉行政に格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

このことについて、別添写しのとおり、厚生労働省医政局長等から通知がありましたので、貴会会員の医療機関に対し、検体検査の精度確保について適切な取扱いを行うよう周知をお願いします。

なお、各病院長および県内登録衛生検査所あてには別途通知しましたので申し添えます。

（添付通知）

- 医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行について（平成 30 年 8 月 10 日付け医政発第 0810 第 1 号）
- 衛生検査所指導要領の見直し等について（平成 30 年 10 月 30 日付け医政発 1030 第 3 号）
- 「病院、診療所等の業務委託について」の一部改正について（平成 30 年 10 月 30 日付け医政地発 1030 第 1 号）
- 衛生検査所において新たに作成する標準作業書及び台帳の参考例について（平成 30 年 10 月 30 日付け事務連絡）

（参考資料）

医療法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 57 号)の概要(検体検査関係)について外(厚生労働省作成資料)

担 当 医療健康局医療政策課医務班
電話番号 054-221-2417